

介護老人保健施設 たきざわ 短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 重要事項説明書

介護老人保健施設 たきざわ のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 たきざわ
・開設年月日	平成28年 2月 1日
・所在地	岩手県滝沢市鶉飼笹森4 2-2
・電話番号	019 - 684 - 1154・ファックス番号 019 - 613 - 3021
・管理者名	施設長
・介護保険事業者番号	0371600164

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の場合について

〔目的〕 指定居宅介護サービスにおける短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の事業の適正な運営を図るために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、看護師、介護職員、支援相談員、リハビリ職員、管理栄養士及び介護支援専門員、その他の職員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供することで、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とします。

〔方針〕 当施設では、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画（介護予防にあっては介護予防サービス計画）に基づき、必要に応じて短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画を作成しながら、当施設での短期入所利用期間内における看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療及び日常生活上のお世話の提供と、看護師による24時間体制での医療処置への対応を行います。

施設は明るく家庭的な雰囲気のもとに地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・ 医 師	1 人	1 人		利用者の症状及び心身の状況、日常的な医学的管理を行う。
・ 看護職員	20 人		3 人	利用者の健康管理に関すること。
・ 薬剤師		1 人		服薬管理、指導を行う。
・ 介護職員	26 人		2 人	身の回りの世話及び介護業務を行う。
・ 支援相談員	2 人			利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。
・ 理学療法士		1 人		リハビリ業務全般を行う。
・ 作業療法士	3 人			
・ 言語聴覚士				
・ 管理栄養士	1 人			利用者の給食献立の作成、嗜好調査及び栄養指導ならびに栄養ケアに関すること。
・ 介護支援専門員	1 人			施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
・ 事務職員	3 人			施設の事務を担当する。
・ その他				調理員等、施設の調理業務全般

(4) 入所定員等

- ・ 定員：空床利用サービスとしますので、空ベッドがある場合のみ利用可。
- ・ 療養室 個室 3室、 2人室 2室、 4人室 23室

2. サービス内容

指定居宅介護サービスにおける短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを実施します。以下のサービス内容は、居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）に基づいて提供されるものです。

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
必要に応じて、担当介護支援専門員が、利用者様とご家族様の希望を取り入れ、関係職種の職員と協議をし計画の立案をします。計画の内容説明後に署名捺印にて同意をいただくものとします。
- ② 食事
朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- ③ 入浴
週に2回。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します。（利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
医師による医学的管理（平日昼間）
看護師による日常的な医療処置への対応（24時間体制）
- ⑤ 介護 居宅介護サービス計画に基づいて実施します。
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したのですが、利用者様の状況に応じた内容を実施します。
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
別途料金（自費）にて、委託業者が施設内で行います。
- ⑨ その他
*これらのサービスのなかには、利用者様から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金（保険給付の自己負担額） （短期入所療養介護の場合）

令和6年9月1日改定

区分	サービス内容略称		1割負担	2割負担	3割負担	備考
介護度別の施設利用料	従来型個室	要介護1	790円	1,580円	2,370円	介護保健施設サービス費（Ⅱ-i）療養型
		要介護2	874円	1,748円	2,622円	
		要介護3	992円	1,984円	2,976円	
		要介護4	1,071円	2,142円	3,213円	
		要介護5	1,150円	2,300円	3,450円	
	多床室	要介護1	870円	1,740円	2,610円	介護保健施設サービス費（Ⅱ-ii）療養型
		要介護2	956円	1,912円	2,868円	
		要介護3	1,074円	2,148円	3,222円	
		要介護4	1,154円	2,308円	3,462円	
		要介護5	1,231円	2,462円	3,693円	

（介護予防短期入所療養介護費の場合）

支援別の施設利用料		1割負担	2割負担	3割負担	備考
従来型個室	要支援1	583円	1,166円	1,749円	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ-i）療養型
	要支援2	730円	1,460円	2,190円	
多床室	要支援1	622円	1,244円	1,866円	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ-ii）療養型
	要支援2	785円	1,570円	2,355円	

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 共通）

その他の施設利用料	1割負担	2割負担	3割負担	備考
療養食加算	8円	16円	24円	療養食を提供した場合1回につき(1日3回を限度)
送迎加算	184円	368円	552円	片道につき ※送迎地域 盛岡市・矢巾町・紫波町・滝沢市
療養体制維持特別加算（Ⅰ）	27円	54円	81円	1日につき
療養体制維持特別加算（Ⅱ）	57円	114円	171円	1日につき
総合医学管理加算(利用中10日を限度)	275円	550円	825円	治療管理として投薬、注射、処置等を行った場合
夜勤職員配置加算	24円	48円	72円	夜勤帯に看護職員・介護職員を基準数以上配置
緊急時治療管理	518円	1,036円	1,554円	病状が重篤となった者に応急的な治療管理を行った場合に1月に1回、3日限度
個別リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円	1日20分以上の個別のリハビリを行った場合
生産性向上推進体制加算	100円	200円	300円	テクノロジーを複数導入し年1回効果データを提供
生産性向上推進体制加算	10円	20円	30円	テクノロジーを1つ以上導入し年1回効果データを提供
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	44円	66円	介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	×7.5%	×2×7.5%	×3×7.5%	介護職員等の処遇を改善した場合
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	×7.1%	×2×7.1%	×3×7.1%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	×5.4%	×2×5.4%	×3×5.4%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	×4.4%	×2×4.4%	×3×4.4%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	×6.7%	×2×6.7%	×3×6.7%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	×6.5%	×2×6.5%	×3×6.5%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	×6.3%	×2×6.3%	×3×6.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	×6.1%	×2×6.1%	×3×6.1%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	×5.7%	×2×5.7%	×3×5.7%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	×5.3%	×2×5.3%	×3×5.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	×5.2%	×2×5.2%	×3×5.2%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	×4.6%	×2×4.6%	×3×4.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	×4.8%	×2×4.8%	×3×4.8%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	×4.4%	×2×4.4%	×3×4.4%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	×3.6%	×2×3.6%	×3×3.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	×4.0%	×2×4.0%	×3×4.0%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	×3.1%	×2×3.1%	×3×3.1%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	×2.3%	×2×2.3%	×3×2.3%	

（短期入所療養介護）

その他の施設利用料	1割負担	2割負担	3割負担	備考
緊急短期入所受入加算	90円	180円	270円	緊急で短期入所をした場合に7日まで1日につき

（2）特別療養費（保険給付の自己負担額）

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
感染対策指導管理	6円	12円	18円	1日につき
褥瘡対策指導管理	6円	12円	18円	1日につき
重度療養管理	120円	240円	360円	1日につき 要介護4～5に限る
特定施設管理	250円	500円	750円	1日につき
重度皮膚潰瘍管理指導	18円	36円	54円	1日につき
薬剤管理指導	350円	700円	1,050円	週1回（月4回まで）
医学情報提供	250円	500円	750円	1退所につき1回
摂取機能療法	185円	370円	555円	月4回まで

(3) その他の料金（保険給付外の自己負担額）

区分	サービス内容略称		1日あたり	1食あたり			
				朝食	昼食	夕食	備考
食費	食費	利用者負担第1段階	300円	481円	482円	482円	食費は介護保険負担限度額認定を受けている方は負担段階により1日あたりの金額が上限額となります。
		利用者負担第2段階	600円				
		利用者負担第3段階①	1,000円				
		利用者負担第3段階②	1,300円				
		上記以外の方	1,750円	490円	630円	630円	
居住費	従来型個室 (1日につき)	利用者負担第1段階	550円	居住費は介護保険負担限度額認定により左記の料金を負担していただきます。			
		利用者負担第2段階	550円				
		利用者負担第3段階	1,370円				
		上記以外の方	1,728円				
	多床室 (1日につき)	利用者負担第1段階	0円				
		利用者負担第2段階	430円				
		利用者負担第3段階	430円				
		上記以外の方	437円				

(4) その他の費用

区分	項目	金額(税込)	備考
	その他	電気料(使用品目1種・1日につき)	55円
私物の洗濯代		実費	
特別な食事の費用		実費	特別な食事を提供した場合
特別室使用料(1日につき)		662円	3部屋(410号室・411号室・504号室)
家族控室使用料(1人につき)		1,100円	寝具代含む
エンゼルケア(浴衣有)		9,870円	処置料、材料費(浴衣、お顔カバー、エンゼルウエイフォーム)
エンゼルケア(浴衣無)		8,440円	処置料、材料費(お顔カバー、エンゼルウエイフォーム)
文書料		実費	各種証明書・診断書等
健康管理費 予防接種		実費	※接種料金は国や市町村等により設定される場合があります。 ※各市町村の助成制度により自己負担額は変動します。

※ 上記以外にも、利用者様・身元引受人等からの依頼による教養娯楽費等につきましては、実費徴収とさせていただきます。

※ 上記「(4) その他の費用」については利用者様からの申し出につき算定する費用であり、一律に徴収するものではありません。

4. 緊急時の連絡先

短期入所療養介護のサービス利用前には、緊急時の連絡先の確認をいたします。
(主治医等の確認もいたします。)

緊急の場合には、利用者様またはご家族様より指定されている連絡先及び居宅介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター等)に連絡いたします。

5. サービス内容に関する相談・苦情

当施設は、利用者又は身元引受人等からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の整備またはサービスに関する利用者様の要望、苦情等に対し迅速に対応します。また、各市町村や岩手県国民健康保険団体連合会等にも窓口がございます。そちらでも対応しております。

(1) 当施設、利用者相談・苦情窓口(担当者)

・相談・苦情受付窓口(担当者)

支援相談員(電話 019-684-1154)

・受付時間 毎週月曜日～金曜日(午前8時30分～午後5時)

(2) 当施設以外の市町村の相談・苦情窓口

受付先	住 所	電話番号
滝沢市健康福祉部高齢者支援課	滝沢市鶉飼中鶉飼 55	019-684-2111
岩手県国民健康保険団体連合会	盛岡市大沢川原 3-7-30	019-604-6700
盛岡市役所事業所指定係	盛岡市内丸 12-2	019-626-7562
雫石町役場	雫石町千刈田 5-1	019-692-6401
盛岡北部行政事務組合	八幡平市平館第 27 地割 49	0195-74-2716

※住所地の介護保険担当部署に苦情を申し立てる事ができます。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 介護保険証のお預かり…………… 介護保険証は、サービス利用期間中はお預かりいたします。
- ・ 面会時間…………… 午前10時から午後8時までです。
- ・ 外出…………… 希望される場合は、看護師にお申し出下さい。
- ・ 飲食物の持ち込み…………… 希望される場合は、看護師にお申し出下さい。
- ・ 日常生活必需品の確認…………… シャンプー等の消耗品類はご家族様で用意いただきますので、サービス利用期間中に不足とならないように予めご確認をお願いします。
- ・ 金銭・貴重品の管理…………… 利用者様とご家族様で管理いただきますが、事務室でのお預かりを希望される方は、お申し出下さい。
- ・ 所持品の持ち込み…………… 私物の持ち込みは、必要最小限にして、必ずご記名下さい。
- ・ 施設内の環境衛生の保持…………… 感染予防や施設内の清潔環境を保つためにご協力をお願いします。
- ・ 火気の取扱い…………… 許可なく施設内での火気の使用を禁じます。
- ・ ペットの持ち込み…………… 禁止しております。
- ・ 危険物の持ち込み…………… 禁止しております。
- ・ 施設外での医療機関等の受診… 主治医にご相談ください。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器及び自動通報装置、漏電火災警報機
- ・ 防災訓練 年2回

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。